

総基料第 52 号  
平成 28 年 3 月 31 日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 山村 雅之 殿

総務省総合通信基盤局長  
福岡 徹

実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置  
について (要請)

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可 (実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等)」(平成 28 年 1 月 26 日諮問第 3080 号) に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申(平成 28 年 3 月 31 日情郵審第 19 号)がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

#### 記

- 1 法人税率を 23.9%から 23.4%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に成立したことから、これらの法律が施行された後、改正後の税率を用いて接続料を再算定した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 通信路設定伝送機能等のレガシー系設備に係る接続料に関する情報の事前開示について、現在の開示情報に加えて、中長期的な接続料原価の推移の予測に資する情報として、例えば設備更改に係る計画、コスト削減に向けた取組等を開示することにより、接続事業者の予見性をさらに高めるための方策の検討を行い、その結果を平成 28 年 9 月末までに総務省に報告すること。

- 3 事前設置型の特設公衆電話について、平成 27 年度下期、平成 28 年度上期及び下期のその設置の状況等並びにこれを踏まえた今後の取組方針を、各期間経過後 2 ヶ月以内に総務省に報告するとともに、貴社において公表すること。
- 4 光屋内配線加算額について、平成 28 年 5 月末までに、事業者説明会の場等において、接続事業者に対してその平均的な使用期間の算出根拠を開示すること。

以上